

監査事務局都民の声窓口寄せられた都民の声

(月報:平成31年1月分)

● 受付件数と区分(監査事務局受付分)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
—	—	—	1件	—	2件	—	3件

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施又は未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で趣旨等不明の訴え等を含むもの。

● 監査事務局に寄せられた都民の声と対応事例

【問合せ】 任意団体による住民監査請求について

都外居住者であるが、自分が代表を務める任意団体の活動の本拠は都内である。その場合、任意団体名で都に対して住民監査請求ができるか否か。もし請求できる場合、手続方法等について教えてほしい。

【対応】

このたびは、任意団体による住民監査請求についてお問い合わせいただき、ありがとうございます。

任意団体であっても、代表者がいて、主たる事務所の所在地が都内であることを会則等で確認できれば、請求人と認めて住民監査請求を受け付けることができます。住民監査請求の手続方法につきましては、監査事務局の窓口におきましてご説明させていただくことができるほか、監査事務局のホームページでも御覧いただくことができます。

(<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/zyuuminkansa/zyuumintebiki.html>)

今後とも、東京都の監査業務に御理解と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

【問合せ】 東京都が実施する監査について

次のことについて教えてほしい。

- ① 東京都監査事務局はどのように監査を実施しているか。
- ② 監査の計画については議会が決定しているのか。
- ③ 監査委員はどのように選任されているのか。
- ④ 監査の結果は公表しているのか。

【対応】

このたびは、東京都が実施する監査についてお問い合わせいただき、ありがとうございます。

- ① 東京都監査委員は、1月から12月の暦年単位で監査を実施しております。前年の12月に定める「監査基本計画」において、次の1年間の監査の基本方針や実施時期が定められます。基本計画に基づき、個々の監査について「監査実施計画」を策定し、実地監査を行います。
- ② 監査の計画については、地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うため設置されている「監査委員」が決定しております。
- ③ 監査委員は、知事が議会の同意を得て選任します。東京都では、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員により構成されています。
- ④ 監査の結果については、議会に報告し、東京都監査事務局のホームページで公表しております。(<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/kansaiin/index.html>)

監査の結果は冊子にもなっており、監査事務局の窓口におきまして御覧いただけるほか、都民情報ルームなどにも置いてあります。

今後とも、東京都の監査業務に御理解と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。